

## 大和市スズメバチ駆除要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人に対し危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除することにより、安全な市民生活の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で「スズメバチ」及び「駆除」とは次のとおりとする。

(1) 「スズメバチ」とは、膜翅目スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

(2) 「駆除」とは、巣を取り除くことをいう。ただし、営巣場所により取り除くことが困難な場合は、殺虫剤散布等による無害化対応を含む。

### (駆除対象)

第3条 市が駆除を行うスズメバチの巣は、次のとおりとする。

(1) 市内で住宅の用に供する民有地及び民家（共同住宅を含む。）に営巣したもの

(2) 前号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

### (依頼)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「依頼者」という。）からスズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の依頼を受けた場合は、巣の駆除を行う。

(1) 前条に規定するスズメバチが営巣した民有地等の所有者又は管理者

(2) 前号に規定する所有者等の特定が困難な場合、又は緊急性が求められる場合において、当該スズメバチにより危害が及ぶ恐れのある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

### (指示・確認・報告)

第5条 市長は、前条の依頼によりスズメバチの巣の駆除をするときは、当該スズメバチの巣の場所、数等を記載したスズメバチ指示書により委託業者に調査及び駆除を指示するものとする。

2 依頼者は、スズメバチ依頼・確認・報告書により駆除の確認を行うものとする。

3 委託業者がスズメバチの巣を駆除したときは、スズメバチ依頼・確認・報告書により市長に報告するものとする。

### (管理)

第6条 市長は、スズメバチの巣を駆除した実績等をスズメバチ駆除受付表で管理するものとする。

### (駆除以外の作業)

第7条 駆除は、市が行う。ただし、駆除以外の次の作業は、当該家屋等の所有者又は管理者が行

うものとする。

- (1) 駆除作業に伴って発生する家屋等の損壊等の復旧。
- (2) 営巣場所が著しく高所にあり、通常の作業道具による駆除が困難な場合の足場の設置及び撤去。
- (3) 営巣場所が屋根裏や床下等で家屋の一部解体を要する場合の解体及び復旧。
- (4) その他、駆除に伴い必要な作業。

2 市長は、前項ただし書に規定する作業について、あらかじめスズメバチ依頼・確認・報告書により当該家屋等の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

| 様式番号  | 様式の名称          | 関係条文         |
|-------|----------------|--------------|
| 第1号様式 | スズメバチ依頼・確認・報告書 | 第4条、第5条及び第7条 |
| 第2号様式 | スズメバチ指示書       | 第5条          |
| 第3号様式 | スズメバチ駆除受付表     | 第6条          |